

補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）に加盟している競技団体及び市町村又は郡を代表する体育団体（以下「団体等」という。）が、競技力向上のための事業又は市町村と連携して行う地域住民のスポーツ活動を奨励するための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象事業の種類、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象事業の種類、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める事業については補助することができる。なお、この場合の補助率は定額とする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする団体等は、スポーツ振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ振興事業補助金所要額調 (様式第2号)
- (2) 事業実施計画書 (様式第3号)
- (3) 収入支出予算書 (様式第4号)

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(補助金交付の決定)

第4条 理事長は、団体等から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて補助金の額を決定し、その旨を団体等に文書で通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 別表に掲げる事業に係る補助金を相互に流用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、スポーツ振興事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)により、速やかに理事長に報告してその承認を受けること。

ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更、又は事業に係る経費の20%以内の変更については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した団体等は、第4条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に、スポーツ振興事業補助金交付申請取下書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行等)

第7条 団体等は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他理事長の補助事業遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。す、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

- 2 理事長は、団体等に対し、必要に応じ補助事業の遂行の状況を報告させることがある。
- 3 理事長は、団体の長が提出する報告等により、その団体の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することがある。

(実績報告)

第8条 団体等は、補助事業が完了したときは、その事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにスポーツ振興事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ振興事業補助金精算書(様式第2号)
- (2) 事業実施報告書(様式第3号)
- (3) 収入支出決算(見込)書(様式第8号)
- (4) 支出を証明する領収書その他参考資料

(補助金の額の確定)

第9条 理事長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が、補助金の交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を団体等に文書で通知する。

(補助金交付の請求)

第10条 団体等が補助金の支払(概算払を含む。)を受けようとするときは、スポーツ振興事業補助金請求書(様式第9号)を理事長に提出するものとする。

(決定の取消)

第11条 理事長は、団体等が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 団体等は、前条の規定により補助金の交付の決定が取消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

- 2 団体等は、第9条の規定による補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、理事長が定める期限までにその返還をしなければならない。

(立入調査)

第13条 理事長は、補助金について必要があると認めるときは、団体等に対して報告を求め、又はこの法人の職員に帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の提出部数)

第14条 この規程により理事長に提出する書類は、1部とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、平成17年6月13日から施行する。

2 競技力向上事業補助金交付規程（昭和59年4月1日施行）は廃止する。

規定改正経過	昭和59年4月1日	制定
	平成8年6月14日	改正
	平成26年4月1日	改正
	平成31年4月1日	一部改定

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

I 競技力向上事業

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 特別強化事業	(1) 選手強化事業 ア 合宿練習等に参加する選手の旅費(日当を除く。)並びに競技指導者の旅費及び謝金 イ 対外試合に参加する選手の旅費(日当を除く。)及び競技指導者の旅費 (2) 指導者養成事業 ア 講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ 中央講習会に派遣する競技指導者の旅費 (3) 審判員養成事業 ア 講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ 中央講習会に派遣する競技指導者の旅費	定 額
2 ジュニア競技力向上事業	ア 合宿練習等に参加する選手の旅費(日当を除く。)並びに競技指導者の謝金及び旅費に相当する経費 イ 対外試合に参加する選手の旅費(日当を除く。)及び競技指導者の旅費に相当する経費	定 額
3 一貫指導体制整備事業	ア 講習会開催のため中央講師招へいに要する旅費及び謝金 イ 検討会等の会議に係る旅費、謝金及び借損料 ウ 印刷製本費及び消耗品費	定 額
4 運動用具整備事業	運動競技用機械器具の購入費	2分の1以内

(注) 謝金の個人への金銭支給は、10%の源泉徴収をすること。

II 社会体育振興事業

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 スポーツ教室開設事業	1 審判員及び補助員の謝金並びに交通費に相当する経費 2 借損料 3 競技用等消耗品 4 テキスト等の印刷費	定 額
2 スポーツ大会開催事業	1 審判員及び補助員の謝金並びに交通費に相当する経費 2 借損料 3 競技用等消耗品 4 プログラム等の印刷費	定 額
3 大規模スポーツ大会開催事業 (県域を超える大規模大会で参加見込選手等が500人以上の大会)	1 審判員及び補助員の謝金並びに交通費に相当する経費 2 借損料 3 競技用等消耗品 4 プログラム等の印刷費	定 額

(注) 謝金の個人への金銭支給は、10%の源泉徴収をすること。

(様式第1号) (第3条関係)

スポーツ振興事業補助金交付申請書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
理事長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

印

年度においてスポーツ振興事業を実施したいので、補助金を交付していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

金 円也

(添付書類)

- 1 スポーツ振興事業補助金所要額調
- 2 事業実施計画書
- 3 収入支出予算書

(様式第2号) (第3条・第5条・第8条関係)

スポーツ振興事業補助金所要額調 (精算書)

(単位:円)

事業名		件数	補助対象 事業費	補助金 所要額	交付 決定額 A	補助金 受入済額 B	差引過 不足額 A-B
I 競技力 向上事業	1 特別強化事業	事業					
	2 ジュニア競技 力向上事業	事業					
	3 一貫指導体制 整備事業	件					
	4 運動用具整備 事業	件					
	小 計						
II 社会体 育振興事業	1 スポーツ教室 開設事業	教室					
	2 スポーツ大会 開催事業	大会					
	小 計						
合 計							

(注) 補助対象事業費の欄には、収入支出予算(決算)書の補助対象事業費を記載する。

(様式第3号-1) (第3条・第5条・第8条関係)

事業実施計画(報告)書

I 競技力向上事業

- 1 特別強化事業 (1か2のどちらか該当する方に○)
- 2 ジュニア競技力向上事業
 - (1) 選手強化事業
 - ア 合宿練習等

合宿の 名称等	期 間 月 日 ┌ 月 日	場 所	参加(予定)人員		合 宿 計 画 等 (内容及び成果等)	所要額	左の積算内訳
			選 手	指 導 者			

- (注) 1 ジュニア競技力向上事業にあつては、学校(クラブ)ごと別業とすること。
 2 ジュニア競技力向上事業にあつては、学校(クラブ)名を欄外に記入すること。
 3 場所欄には、〇〇市〇〇体育館等と記入すること。
 4 別表として参加者名簿を添付すること。(実施報告書に限る。)

(様式第3号-2) (第3条・第5条・第8条関係)

イ 対外試合

試合の 名称等	期 間 月 日 ┌ 月 日	場 所	参加(予定)人員	相手チーム名	目的等(結果等)	所要額	左の積算内訳

- (注) 1 ジュニア競技力向上事業にあつては、学校(クラブ)ごと別業とすること。
 2 ジュニア競技力向上事業にあつては、学校(クラブ)名を欄外に記入すること。
 3 場所欄には、〇〇市〇〇体育館等と記入すること。
 4 別表として参加者名簿を添付すること。(実施報告書に限る。)

(様式第3号-3) (第3条・第5条・第8条関係)

(2) 指導者養成事業

ア 県内講習会

講習会名等	実施(予定)期日	場 所	受講(予定)人員	講 師 名 (所属団体名等)	講習内容等	所要額	左の積算内訳

(注) 別紙として、参加者名簿、講習会の概略、テキスト等を添付すること。(実績報告書に限る。)

イ 中央講習会

講習会名等	派遣(予定)者		期 日 場 所	講習内容及び主催団体等	所要額	左の積算内訳
	氏 名	年齢				

(注) 1 派遣予定者が未定の場合は、予定人員数を記入のこと。(実施計画書に限る。)

2 別紙として、講習会の概略、テキスト等を添付すること。(実施報告書に限る。)

(様式第3号-4) (第3条・第5条・第8条関係)

(3) 審判員養成事業

ア 県内講習会

講習会名等	実施(予定)期日	場 所	受講(予定)人員	講 師 名 (所属団体名等)	講習内容等	所要額	左の積算内訳

(注) 別紙として、参加者名簿、講習会の概略、テキスト等を添付すること。(実績報告書に限る。)

イ 中央講習会

講習会名等	派遣(予定)者		期 日 場 所	講習内容及び主催団体等	所要額	左の積算内訳
	氏 名	年齢				

(注) 1 派遣予定者が未定の場合は、予定人員数を記入のこと。(実施計画書に限る。)

2 別紙として、講習会の概略、テキスト等を添付すること。(実施報告書に限る。)

(様式第3号-5) (第3条・第5条・第8条関係)

3 一貫指導体制整備事業

会議・講習 会等の内容	実施(予 定) 期 日	会 場 名	参 加 者	所要額	左の積算内訳
			講師 参加者		

(注) 成果品を添付のこと。(実績報告に限る。)

(様式第3号-6) (第3条・第5条・第8条関係)

4 運動用具整備事業

品名	規格等	数量	単 価	金 額	設置予定場所	購 入 理 由 等
			円	円		

(注) 1 添付書類 見積書、カタログ

2 単価及び金額欄は、定価ではなく購入実勢価格(消費税を明示)とする。

(様式第3号-7) (第3条・第5条・第8条関係)

II 社会体育振興事業

1 スポーツ教室開設事業

教室名	期日	総時間数	会場名	会場数	参加(予定)人員	参加料(一人)	講師及び助手の資格名・氏名	対象者
	月 日) 月 日	時間	他	会場	人	円	講師 助手	

(注) 「講師及び助手の資格名・氏名」における資格名は、例えば公認スポーツ指導者の指導員、コーチ、教師等の種類を記入すること。

(様式第4号) (第3条・第5条関係)

収入支出予算書

(事業名) _____

収入の部

科 目	金 額	説 明
	円	
計		

支出の部

科 目	金 額	説 明
(補助対象事業費)	円	
小 計		
(補助対象外事業費)		
小 計		
計		

- (注) 1 各事業の合計及び各事業ごとの表を作成すること。
2 状況に応じ、補助対象外事業費の欄を省いてもよい。

(様式第5号) (第5条関係)

スポーツ振興事業変更(中止)承認申請書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
理事長 様

(住 所)

(団 体 名)

(代表者氏名)

印

年 月 日付け公益財団法人長野県スポーツ協会指令 長スポ第 号で補助金の
交付決定のあった 年度スポーツ振興事業を下記のとおり変更(中止)したいので、承認
してください。

記

- 1 変更(中止)の理由
- 2 変更(中止)の内容
- 3 添付書類(変更承認申請に限る。
交付申請書の添付書類を使用し、変更する部分を—— 線で訂正し、その上段に変更後の
ものを記載すること。

(様式第6号) (第6条関係)

スポーツ振興事業補助金交付申請取下書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
理事長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

印

年 月 日付け公益財団法人長野県スポーツ協会指令 長スポ第 号で補助金の
交付決定のあった 年度スポーツ振興事業補助金の交付申請を下記の理由により取り下げ
ます。

記

- 1 取下げの理由
- 2 取下げの内容

(様式第7号) (第8条関係)

スポーツ振興事業実績報告書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
理事長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

印

年 月 日付け公益財団法人長野県スポーツ協会指令 長スポ第 号をもって
補助金の交付決定のあった 年度スポーツ振興事業を別紙のとおり実施しました。

(添付書類)

- 1 スポーツ振興事業補助金精算書
- 2 事業実施報告書
- 3 収入支出決算(見込)書
- 4 支出を証明する領収書その他の参考資料

(様式第8号) (第8条関係)

収入支出決算(見込)書

(事業名)

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減(△)	説 明
			円	
計				

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減(△)	説 明
(補助対象事業費)			円	
小 計				
(補助対象外事業費)				
小 計				
計				

- (注) 1 各事業の合計及び各事業ごとの表を作成すること。
2 状況に応じ、補助対象外事業費の欄を省いてもよい。

(様式第9号) (第10条関係)

スポーツ振興事業補助金請求書

公益財団法人 長野県スポーツ協会
理事長 様

(住 所)
(団 体 名)
(代表者氏名)

印

年 月 日付け公益財団法人長野県スポーツ協会達 (指令) 長スポ第 号で
確定 (交付決定) のあった 年度スポーツ振興事業を下記のとおり交付 (概算払) して
ください。

記

金 円也

内 訳	I 競技力向上事業	
	1 特別強化事業	円
	2 ジュニア競技力向上事業	円
	3 一貫指導体制整備事業	円
	4 運動用具整備事業	円
	II 社会体育振興事業	
	1 スポーツ教室開設事業	円
	2 スポーツ大会開催事業	円

振 込 先

銀行 (金庫)
名 義 人
口座番号

支店